

岩手県告示第520号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和7年7月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 蔵谷建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町有家第2地割26番地
 - ウ 代表者の氏名 蔵谷鈴子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第5885号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年7月17日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和7年6月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社滝澤建設
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市宇部町第4地割31番地1
 - ウ 代表者の氏名 滝澤友好
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第6406号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年6月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和7年7月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社西倉建設
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町小本字南中野220番地
 - ウ 代表者の氏名 西倉正喜
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第9231号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年6月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和7年8月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 一沢コンクリート工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第37地割6番地1
 - ウ 代表者の氏名 一沢健治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第9269号
 - (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年8月1日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和7年7月23日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 千葉防水
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢真城字垣ノ内54番地4
 - ウ 代表者の氏名 千葉祐司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般一2)第60251号
- (3) 処分の内容 防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年6月25日付けで防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和7年8月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 石橋建築
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第14地割55番地4
 - ウ 代表者の氏名 石橋武
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般一6)第140077号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年7月29日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和7年6月25日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社齊藤工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町荒川第8地割57番地2
 - ウ 代表者の氏名 齊藤明広
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(特一3)第8839号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年6月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。